

博士論文 概要書

大量虐殺の予防に関する研究

—東南アジアにおける「保護する責任」規範の現地化—

A Study of Mass Atrocity Prevention

Norm Localization of the Responsibility to Protect in Southeast Asia

早稲田大学大学院社会科学研究科

地球社会論専攻 国際協力・平和構築論研究

宮下 大夢

MIYASHITA, Hiromu

1. 本論文の目的

本論文では「保護する責任」をめぐるグローバル・ガバナンスの形成について考察する。「保護する責任」は欧米諸国が実施する強制的な軍事介入を意味する概念として広く認識されてきた。しかし、「保護する責任」が目標とする大量虐殺の予防という課題は、欧米諸国が軍事介入を実施すれば容易に解決できるものではない。むしろ、多様なアクターが多様な手段を用いて取り組む必要がある課題である。にもかかわらず、先行研究では軍事介入の問題に関心が集中してきたために、非西洋地域のアクターが「保護する責任」をどのように受け入れて取り組んでいるのかが十分に明らかにされていない。そこで、本論文では非西洋地域のアクターに焦点を当てて「保護する責任」規範をめぐる動態を分析する。

先行研究では内政不干渉原則との対立が強調され、東南アジアには「保護する責任」を積極的に推進するアクターがほとんど存在しないと指摘されてきた。しかし、2014年以降は「保護する責任」の伝播に該当する複数の現象が観察される。また、東南アジアは植民地支配の経験、歴史的・文化的・政治的な多様性、そして内政不干渉原則の重視といった非西洋世界において一般的に観察される特徴を持つと同時に、ロヒンギャ問題という「保護する責任」の対象事態が存在する地域である。そこで、本論文では非西洋地域の1つである東南アジアの地域機構、各国政府、非国家アクター（市民社会・NGO）を分析対象とし、なぜ「保護する責任」規範が伝播しているのかを明らかにする。

2. 本論文の分析枠組み

本論文の主な分析視角は「規範の現地化（norm localization）」とグローバル・ガバナンスである。規範の現地化とはコンストラクティヴィズムにおける分析概念の1つであり、既存の規範と対立する新たな外部規範が提唱された際に、現地の規範起業家（local norm entrepreneur）が現地の信念や実践に即して修正を加えた結果、当該規範が受容されることを意味する。東南アジアでは非国家アクターが現地の規範起業家として機能し、「保護する責任」の履行主体である東南アジア諸国連合（ASEAN）や各国政府の行動を促してきた。本論文では「保護する責任」をグローバル・ガバナンスの視点から捉え、関わるアクターや方法の多様性に着目する。すなわち、欧米諸国を担い手とする強制的な軍事介入ではなく、非西洋地域のアクターを担い手とする非強制的な予防の取り組みに焦点を当てる。

本論文では次の2つの点を明らかにする。第1に、ASEANとASEAN各国政府を対象に「保護する責任」をめぐる言説上の特徴、制度上の変化、実践の3つをそれぞれ分析し、規範の現地化の進展を明らかにする。第2に、東南アジアにおいて「保護する責任」の普及に関与してきた非国家アクターに焦点を当て、規範の現地化において果たした役割を明らかにする。

3. 本論文の位置付けと意義

「保護する責任」を扱う先行研究の系譜は2つに大別できる。第1の系譜は政策的概念としての「保護する責任」の意義や問題を考察する研究である。この系譜に属する研究では強制的な軍事介入に関心が集中し、非強制的な予防については正面から論じられてこなかった。第2の系譜は国際規範としての「保護する責任」の誕生や発展について分析する研究で

ある。この系譜に属する研究では「保護する責任」の生成や伝播の過程が明らかにされてきたが、実践や実効性の問題とはほとんど切り離されて論じられてきた。しかし、規範の生成や伝播の過程に問題があれば、当該規範の実践や実効性にも影響が及ぶと考えられる。

本論文は東南アジアにおける「保護する責任」規範の伝播と、実践や実効性との関連性に着目する点に特色がある。換言すれば、西洋に淵源を持つ規範を東南アジアの文脈でいかに普遍化し、そして実践するのかという問いへの1つの解答を試みる論文である。また、本論文は軍事介入に議論が集中してきた先行研究とは異なり、多様な主体・方法に焦点を当てることで「保護する責任」の体系的な研究の進展に寄与するものである。

加えて、本論文では東南アジアで観察される新たな現象を検証し、先行研究で支持されてきた説が誤っていることを示す重要な証拠を提示する。すなわち、軍事介入を前提とした「保護する責任」ではなく、内政不干渉原則を前提として大量虐殺の予防に取り組む東南アジア独自の秩序形成の動きが観察されることを指摘する。また、本論文は国家主権の強いASEANの文脈に沿った大量虐殺の予防の取り組みを提示する点で、「保護する責任」を1つの切り口として、人権や平和をテーマとする東南アジア地域研究への学問的蓄積に寄与する意義を持つ。

4. 本論文の構成と内容

以下の通り、本論文は序章と終章を除く6つの章から構成される。第1章から第2章までの第1部では「保護する責任」と国際秩序の関係について考察した。続く第3章から第6章までの第2部では、東南アジア地域を対象に「保護する責任」規範の動態を検証した。特に、第4章では言説上の特徴を、第5章では制度上の変化を、第6章では実践をそれぞれ検証し、「保護する責任」の現地化の進展を明らかにした。

序章

第1部 「保護する責任」と国際秩序

第1章 「保護する責任」概念の発展

第2章 「保護する責任」の問題と課題

第2部 東南アジア地域における「保護する責任」規範の動態

第3章 「保護する責任」とASEAN

第4章 「保護する責任」の言説上の伝播

第5章 「保護する責任」の制度化

第6章 「保護する責任」の実践

終章

<序章>

序章では、本論文の問題背景、先行研究の整理、目的、分析枠組み、位置づけと意義、構成を述べた。

第1部 「保護する責任」と国際秩序

<第1章 「保護する責任」概念の発展>

第1章では、国家主権、内政不干涉原則、人権といった国際秩序の基盤となる概念の相克に着目して、「保護する責任」概念の発展について考察した。具体的には、冷戦期から冷戦終結後までの大量虐殺への対応をめぐる国際秩序の特徴を捉えた上で、「保護する責任」概念の誕生と変遷を論じた。特に、潘基文国連事務総長が提唱した「保護する責任」の3つの柱である「国家による保護の責任」「国際的な支援と能力構築」「時宜に適う断固とした対応」に焦点を当てた。加えて、「保護する責任担当官」構想といった新たな取り組みについて整理した上で、「人間の安全保障」や「文民保護」といった関連規範との関係を整理した。

<第2章 「保護する責任」の問題と課題>

第2章では、「保護する責任」の問題と課題について考察した。最初に、リアリズム、リベラリズム、英国学派といった主要な国際関係理論の視点から、人道的介入の正当性をめぐる問題について論じた。次に、ローランド・パリス(Roland Paris)の先行研究を手がかりに、強制的な軍事介入(「保護する責任」第3の柱)の構造的問題を検討した。その上で、欧米諸国が実施する軍事介入ではなく、むしろ非西洋地域のアクターを含む多様なアクターによる取り組み(「保護する責任」第1の柱・第2の柱)が重要な課題であることを指摘した。

第2部 東南アジア地域における「保護する責任」規範の動態

<第3章 「保護する責任」とASEAN>

第3章では、ASEANの原則や制度に着目して「保護する責任」の履行におけるASEANの役割を考察した。最初に、ASEANによる人権レジームの形成について、市民社会による「下からの地域主義」の動きに着目して検討した。そして、ASEANは人権規範よりも内政不干涉原則を優先し、また普遍的人権ではなく地域的文脈に沿った人権の促進を進めていることを明らかにした。次に、先行研究では内政不干涉原則を「保護する責任」の制約とみなす議論が主流を占めてきたが、現地の規範起業家によって新たな可能性が提示されたことを指摘した。すなわち、スリン・ピッスワン(Surin Pitsuwan)元ASEAN事務総長が委員長を務めた「東南アジアの保護する責任に関するハイレベル諮問委員会」が提示した、ASEANの原則や既存の制度を尊重した「保護する責任」の在り方である。

<第4章 「保護する責任」の言説上の伝播>

第4章では、「保護する責任」に関するASEAN各国政府の「言説上の特徴」を分析した。最初に、先行研究を踏まえて2005年から2009年までの「保護する責任」に関するASEAN各国政府の立場を整理した。次に、先行研究で十分に論じられていない2010年以降の「保護する責任」に関する言説を、国連や各国政府の一次資料を用いて分析した。そして、ASEAN各国政府の立場を、支持国、部分的支持国、懐疑国、傍観国の4つに分類した。加えて、確かにASEAN加盟国の多くが「保護する責任」を支持する発言を増やしている

が、実際の「制度上の変化」を伴わない表面的な支持にとどまっており、規範を内面化しているかどうかの判断が困難であると指摘した。ただし、例外として ASEAN 加盟国で初めてカンボジアが「保護する責任担当官」を設置するという制度上の変化がみられたことを指摘した。

<第5章 「保護する責任」の制度化>

第5章では、カンボジアによる「保護する責任担当官」の設置（制度化）を促した要因を、カンボジア政府の一次資料や現地での聞き取り調査に基づき、規範の現地化の枠組みを用いて分析した。そして、以下の2つの要因を指摘した。第1の要因は大量虐殺の経験国としてのアイデンティティである。第2の要因は「保護する責任」を受け入れ易くするために現地の規範起業家が行った「保護する責任」概念の修正と説得である。

加えて、ロヒンギャ問題への対応に焦点を当て、現地化された「保護する責任」が実効性のある規範として機能するとは限らないことを指摘した。フン・セン（Hun Sen）首相は ASEAN の文脈に沿った「保護する責任」の推進を主張しているため、内政不干涉原則の重視は規範受容者としてのカンボジアの立場と矛盾しない。しかし、結果としてロヒンギャ問題への建設的な対応ができておらず、現時点ではカンボジアが制度化した「保護する責任」は実効性のある規範としての課題を抱えている。

<第6章 「保護する責任」の実践>

第6章では、国際社会、ミャンマー、インドネシア、ASEAN によるロヒンギャ問題への対応を分析し「保護する責任」の実践について考察した。国際社会による圧力はミャンマーからの反発を惹起するのみで効果をもたらさなかった。对象的に、内政不干涉原則を尊重したインドネシアの外交努力（「保護する責任」第2の柱の実践）はミャンマーに受け入れられ、さらに ASEAN の取り組みを前進させた。すなわち、ロヒンギャ問題を協議する ASEAN 外相会議の開催と、ASEAN 防災人道支援調整センターを通じたラカイン州での人道支援の実施を促したのである。

ロヒンギャ問題の解決の見通しは立っていないが、ASEAN がロヒンギャ問題に取り組むようになったのは1つの前進であった。国家主権の強い東南アジアでは、インドネシアのように内政不干涉原則を尊重した建設的関与によってミャンマー政府を支援することが、ASEAN の文脈に沿った「保護する責任」の実践といえる。

<終章>

終章では、第1部の考察と第2部の検証の結果を踏まえて、本論文の総括と今後の課題を述べた。東南アジアにおいて新たに観察された「東南アジアの保護する責任に関するハイレベル諮問委員会」による提案、カンボジアによる「保護する責任担当官」の設置、そしてロヒンギャ問題に対するインドネシアの建設的関与といった現象は、「保護する責任」に関する議論、制度化、実践の進展である。これらの大量虐殺の予防に向けた取り組みは内政不干涉原則を尊重した「保護する責任」規範の現地化に該当する。

「保護する責任」概念が登場した当初は、深刻な人道危機や著しい人権侵害から人々を救うために、主権概念の再考を促し、内政不干涉原則が緩和されることへの期待が生じた。すなわち、国家主権と人権の相克を乗り越える概念として「保護する責任」が登場したのである。しかし、国際社会では大量虐殺から人々を保護する必要があるという合意が形成されたものの、その目的を達成する手段については合意が得られていない。なぜなら、軍事介入には数多くの解決の困難な問題が伴うからである。

欧米諸国が実施する軍事介入の原則や拒否権の制限に関する行動規範を策定することは必要である。しかし、全ての国家が軍事介入を許容できるようにすることよりも、むしろ介入に至る前の予防の取り組みを促進することが重要である。すなわち、欧米諸国による軍事介入の実施ではなく、多様なアクターが多様な手段を用いて大量虐殺の予防に取り組むことが求められる。したがって、東南アジア地域で観察されたように、大量虐殺の予防のための多様な取り組みが促進されることは「保護する責任」をめぐるグローバル・ガバナンスの形成において重要な意義を持つと指摘できる。